

平成25年12月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成25年12月5日(木曜日)午後2時30分から午後4時02分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第65号) 相模原市教育委員会非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について(教育総務室)

日程第 2 (議案第66号) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について(教育環境部)

日程第 3 (議案第67号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習部)

4. 閉 会

出席委員(4名)

委 員 長 小 林 政 美

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 白 井 誠 一 教育環境部長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生涯学習部長 小野澤 敦 夫

教 育 局 参 事 小 山 秋 彦 教 育 総 務 室 杉 山 史 一
兼教育総務室長 総 括 副 主 幹

教 育 総 務 室 岡 本 達 彦 総合学習センター 金 井 秀 夫
総 括 副 主 幹 所 長

総合学習センター 下 園 秀 雄 総合学習センター 大 塚 善 行
担 当 課 長 担 当 課 長

教育環境部参事 兼学務課長	長嶋正樹	学務課担当課長	金子喜裕
教育環境部参事 兼学校保健課長	鈴木英之	学校保健課 総括副主幹	木上広規
学校教育課長	西山俊彦	学校教育課 課長代理	馬場博文
学校教育課 担当課長	江戸谷智章	学校教育課 担当課長	齋藤嘉一
学校教育課主幹	小泉勇	学校教育部参事 教職員課長	奥村仁
教職員課担当課長	菊池政弘	青少年相談 センター所長	小畑弘文
青少年相談 センター担当課長	奈良田明美	津久井生涯学習 センター所長	井上正幸
生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八木博		
事務局職員出席者 教育総務室主任	秋山雄一郎	教育総務室主任	越田進之介

開 会

小林委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 1 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 4 名で、定足数に達しております。

なお、本日、田中委員より欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名委員に、福田委員と私、小林を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

小林委員長 本日は、報道機関から録音の申請が提出されております。相模原市教育委員会傍聴規則第 7 条の規定に基づき、認めることといたしました。

相模原市教育委員会非常勤特別職職員の報酬に関する規制の一部を改正する規則について

小林委員長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 6 5 号、相模原市教育委員会非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山教育総務室長 議案第 6 5 号、相模原市教育委員会非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

本議案は、業務内容の見直しに伴う報酬額の改定及び職名の変更、また非常勤職員の職のあり方の整理に伴う職の廃止によります規定の削除、その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

お配りしてございます関係資料 1 につきましては、この規則の新旧対照表でございます。

関係資料 2 をご覧いただきたいと存じます。関係資料 2 でご説明をさせていただきます。

まず、一番上段に書いてございます就学指導相談員につきましては、障害等のある就学前児童の就学先について、保護者の相談を受け、児童の状況を観察し、就学指導委員会に

諮るための資料の作成を行うものでございますが、平成25年9月の学校教育法施行令の改正によりまして、就学に際しては、本人、保護者の意向を可能な限り尊重することが求められておりますので、「就学指導相談員」の「指導」という言葉が就学先を強制する印象を与えかねないことから、施行令改正の趣旨に鑑みまして、職名から指導を削り、「就学相談員」に改めるものでございます。

なお、就学相談員につきましては、新たに臨床心理士の資格を必須とし、週の勤務日数を3日から4日へ、また、1日の勤務時間を6時間から6時間30分へ見直したことに伴いまして、報酬額を、月額15万1,500円を月額22万3,400円とするものでございます。

次に、修学旅行付添養護教諭につきましては、養護教諭が妊娠等の理由により修学旅行に付き添いできない場合に、養護教諭免許を持つ者を臨時に修学旅行付添養護教諭として委嘱し、派遣しているものでございますが、全庁的に非常勤職員の職のあり方を見直す中で、職務内容と資格要件が同一である非常勤講師に統合するものでございます。

あわせて、非常勤講師の報酬額、日額1万2,060円を超えない範囲という規定を、修学旅行付添養護教諭の報酬額でありました日額1万8,510円を超えない範囲に改めるものでございます。

次に、青少年相談センター相談員につきましては、青少年に対する街頭指導業務と専用電話によります電話相談業務を行うものでございますが、それぞれ職務内容が異なり、また、電話相談業務につきましては、臨床心理士等の資格を必要としていることから、職を2つに分け、青少年街頭指導員とヤングテレホン相談員に改めるものでございます。

続きまして、次の社会教育指導員、生涯学習推進員及び日直代行員につきましては、特定に学識や経験を必要とせず、一定の手順、方法により処理が可能な業務であることから、全庁的に非常勤職員の職のあり方を見直す中で、非常勤特別職から非常勤一般職に職の位置付けを見直すものでございます。

また、教育研究員と予防接種技術補助員につきましては、他の手法により業務を行うことが可能なため、職を廃止するものでございます。

なお、本規則の施行期日につきましては、平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

大山委員 一番下の職の廃止というところで、予防接種技術補助員という項がございます。高病原性インフルエンザが流行した場合には、多分、集団接種ということが想定されます。そういった場合に、予防接種技術補助員がいれば対応可能ということも念頭に置きますと、今後は臨時看護婦での対応が可能ということですが、その辺をちょっとご説明をいただきたいのですが。

鈴木学校保健課長 児童・生徒の結核対策の一環で、この予防接種技術補助員並びに嘱託医を設けさせていただいております。結核対策につきましては、学校医が検診をした際、精密検査をした方がいいという場合に、医師会にお願いして結核の精密検査を実施しておりますが、この予防接種技術補助員につきましては、専門の嘱託医の指導のもと、非常勤の看護師で十分対応ができるということで職を廃止するものでございまして、決して集団接種の必要性について、不必要だとか、そういう事業の内容を否定するものではございません。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 今後、もしそういう集団接種、もう非常に多い数を集団でやる場合には、対応し得るということですね。

鈴木学校保健課長 新たな、そういう感染症に伴いますパンデミック的なものが起こった場合については、当然現行の予算では対応できない部分があると思います。それは、その都度、必要に応じて必要な対応を図っていききたいと、このように考えております。

大山委員 わかりました。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第65号、相模原市教育委員会非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第65号は可決されました。

ここで、職員の入替えを行います。休憩はとりませんので、速やかに入替えをお願いいたします。

(職員入れ替え)

小林委員長 再開いたします。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

小林委員長 日程 2、議案第 66 号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第 66 号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

本議案は、並木小学校、作の口小学校及び青葉小学校の通学区域の一部を変更いたしたく提案するものでございます。

関係資料 1 の通学区域図をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、並木小学校及び青葉小学校の通学区域の変更についてでございます。区域図右側の青い線で囲まれた区域が並木小学校の通学区域、緑色の線で囲まれた区域が青葉小学校の通学区域でございます。右上の青く塗り潰した区域が青葉 2 丁目の区域でございます。現在は並木小学校の通学区域となっており、青葉小学校の前を通過して並木小学校に通っていましたが、このたび光が丘地区連合自治会から要望がございまして、青葉小学校の通学区域とする見直しを行うものでございます。

次に、作の口小学校の通学区域の変更についてでございますが、区域は同じく関係資料 1 の左側の赤い丸で示した部分でございます。

関係資料 2 をご覧いただきたいと存じます。

上溝 1 丁目 5 番の網かけ部分が対象の区域でございます。住宅開発に伴い、新たな住居番号が設定されたため、これらの区域を作の口小学校の通学区域とするものでございます。

次に、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

関係資料 4、学校教育法施行細則新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

別表第 1 の小学校通学区域につきまして、並木小学校の通学区域から青葉 2 丁目を削除し、当該青葉 2 丁目を下段の青葉小学校の通学区域に加えるものでございます。作の口小学校につきましては、通学区域に上溝 1 丁目 5 番 17 - 2 号から 17 - 5 号を加えるものでございます。

上段の附則をご覧いただきたいと存じます。

この規則の施行期日は、平成26年4月1日とするものでございますが、経過措置といたしまして、既に並木小学校に就学している青葉2丁目の児童につきましては、引き続き並木小学校に通学できる旨を規定するものでございます。

なお、各区域の児童数につきましては、関係資料3をご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第66号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終了いたしました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

青葉の2丁目の学区を並木小から青葉小に変更するという、光が丘自治会からの要望でございますが、その要望の内容についてご説明いただけますか。

長嶋学務課長 光が丘地区連合自治会からの要望でございます。かねてから課題がある地域だということをお話をいただいております。昨年度来、連合自治会の中でいろいろ検討していただいた経過がございます。その中で、特に青葉地区のお子さんが青葉小学校の前を歩いて並木小学校に通っているということを検討したいというふうなお考えでございました。個々の提案ですと、なかなか教育委員会としても対応し切れない部分もありますが、単位自治会でなく連合会、地域全体で検討していただけるということでしたので、一緒になって検討していこうということになりました。

その中で、特に青葉2丁目が一番遠いところから通われていると。大体20分ぐらい並木までかかるわけですが、そのお子さんについては青葉小にしたいということです。青葉1丁目や並木3丁目など、やはり青葉小に近いところもございますが、この地域全体のバランスの中では、青葉2丁目に限って学区を変更してほしいという要望でございました。

あともう1点としては、学区の変更に当たっての、経過措置です。並木小と青葉小で学校が変わるお子さんもいらっしゃると思いますが、そういう方には臨機応変に、柔軟に、そのお子さんの希望によった中で対応してほしいと、そういう2点の要望でございました。福田委員 青葉1丁目、並木3丁目についても、青葉小の方にした方がよろしいかのように一見思うのですが、こういうことについての何か提案とか希望とか、そういうものはなかったのでしょうか。

長嶋学務課長 要望の中にも若干書いてございます。もちろん地図で見て、近い学校に行

くのが一番いいと思うのですけれども、この地区は、昭和40年代の後半に人口急増があった地域で、この絵でご覧になっている、囲んでいる4校については、もともと光が丘小1校の地域だったわけでございまして、人口急増に伴って、毎年のように学校がつくられていって、こういうふうに分かれたということで、人口、あるいは自治会区ごとの区分で順番に分けていったために、こういった入り組んだ形になってしまったということがあろうと思います。

そういった中で、現在ではそれぞれ少子化が進みまして、当時は光が丘小1校で2,000人を超えるような児童数だったわけでございますけれども、今、大体300人程度ずつの学校になっております。そうした中で、例えば青葉1丁目と並木3丁目も青葉小ということになりますと、並木小が百数十人のとても小さな学校になってしまって、1学年1クラスやっとという状況で、いわゆる過小規模校という扱いになってしまう。そういったことも地域の方で勘案して、青葉2丁目だけ動かしてほしいと、そういう要望をいただいたところでございます。

小林委員長 よろしいですか。

福田委員 はい。

小林委員長 福田委員とちょっと関連するんですが、この学区の変更につきまして、適正な規模の問題、あるいは教育条件の確保の問題、地域とのかかわりの問題等について、課題等は生じていないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

長嶋学務課長 約1年間にわたって、光が丘連合自治会の連合会長、あるいは地元の自治会長、それから地域の方とお話をさせていただきました。その中で、先ほど私が言ったような課題もよく理解された上で検討してきたわけです。当然、例えば並木小が過小規模校化となると、これだけ近いところに学校があるわけですから、過小規模校をずっと維持していくということには、また大きな別の課題が出てきてしまうということも考えられます。地域としては、何とかそれを避けたい、今ある学校は当面残していきたいというご希望でございまして、そういったこともあって、地域の中で話し合っていたいただいた結果、今回のような要望ということでございます。

要望書の中にも、そういった課題について、並木小の過小規模校化を危惧するような文面もございまして、そういったことも承知の上で、ご存じの上で要望をいただいたと理解しております。

大山委員 今の委員長の問いというのは、多分もう少し市全体として、1つはやっぱり人

口がかなり増えている地域と、それからかなり過疎になりつつある地域というのが、今、現状やっぱり、かなり二極化しているのではないかと思うのです。その辺についての考えを、多分お聞きになったのだと思うのですが、いかがでございましょう。

長嶋学務課長 そのとおりでございまして、光が丘地区に限らず、ほかの地区でも似たような例もございます。また、特定の地区でございませけれども、逆に増えているところもございます。そういったこともございますので、教育委員会の中で少し研究してみようと思っております。

小林委員長 いいですか。

大山委員 はい。

福田委員 今の件なのですが、やはり相模原市として、適正規模に対する考え方というようなことを、適正化についてのビジョンというようなものを、検討をされていかれるようお願いしたいと思います。

小林委員長 適正な学級数という点では、クリアされているのか、お伺いしたいのですが。

長嶋学務課長 今の光が丘地区の学校については、全て各学年2クラスは確保されている状況です。適正規模としましては、教育委員会としては18から24学級、すなわち1学年3クラスか4クラスと考えておりますが、この地区、300人から400人ということでございますので、ほとんど2クラスですが、一部3クラスというような状況になっております。これが1クラスとならないように、調整をさせていただきたいと考えています。

学校規模適正化に関する提言というものを、平成10年に懇談会からいただいております。その中では、先ほど申しましたとおり、18クラスから24クラスが適正規模ということですが、また、12クラスから17クラス、25クラスから30クラスというのが適正規模に準ずる規模ということになっております。11学級以下、すなわちある学年で2クラスを切ってしまう学校については過小規模となっており、できるだけそれを避けていきたいと考えております。

小林委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第66号、学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを原案どおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第66号は可決されました。

相模原市スポーツ推進委員の人事について

小林委員長 次に、日程3、議案第67号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第67号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市スポーツ推進委員の人事につきまして、教育委員会へ提案するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づきまして、教育長において臨時に代理処理をさせていただきましたので、これをご承認いただきたく提案するものでございます。

内容につきましては、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの任期でご委嘱いたしておりました豊田吉美委員から、任期の途中の平成25年11月30日付で辞職したい旨の申し出があり、教育長において臨時に代理処理をさせていただいたものでございます。

これによりまして、大野台地区は定員8名のところ、1名欠員で実人員7名となります。市全体としては253名の定数のところ、実人員238名となります。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

大山委員 今、報告がありました253人の定数に対して238人ということで、欠員がいつも課題であるという報告を聞きますが、各地区における活動というのは十分行われているのでしょうか。それから、今後の見通しについてお伺いしたいのですが。

八木スポーツ課長 確かに欠員が、中には地区で3名というところもございますが、いろいろ公民館区とか、そういうところにいるいろいろな委員がございまして、そういった方のご協力によりまして、このスポーツ推進委員の仕事の面でも、一応協力を願っているところでございますので、特に問題はないということをお聞きしております。

福田委員 この定数というのは人口に基づく割合なのではないでしょうか。定数の決め方といたしま

すか、ちょっとそこを教えていただければと。

八木スポーツ課長 旧市に部分については、8名を基本にさせていただいております。その中で、ちょっと人口が多いところは2人、3人という形で定数を増やしています。津久井地域につきましては、もともとの定数がございまして、基本的には15から17という形で、やはり地域的にも広い地域でございますので、旧市の1つの公民館に比べて2倍程度の人数をここに配置させていただくという状況でございます。

福田委員 定数の標準化というようなことも議論した上で、見直しというよりも適正定数というものを、今後検討していただきたいなと思います。

小林委員長 希望でいいですか。

福田委員 はい。

小林委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第67号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議ございませんので、議案第67号は承認されました。

相原中学校柔道部に係る対応について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようでございます。

報告事項1について、学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 相原中学校柔道部に係る対応についてご報告をさせていただきます。

これまで本事案につきましては、協議会の場におきまして、逐次ご報告をさせていただいておりましたが、今回、相原中柔道部の練習及び相武館での活動について、ある一定の改善が図られておりますので、そのことも含めまして、これまでの経過もあわせてご報告をさせていただくものでございます。

資料の方を、お目通しいただけたらと思います。

まず、対応の経過でございますが、8月から9月に学校及び教育委員会宛てに、相武館(吉田道場)における生徒へのセクハラ及び暴力に関する情報が寄せられました。

10月には、このことを受けまして、学校は柔道部員へのアンケート紙及び聞き取りに

よる調査を実施いたしました。その結果、3名から「たたかれた」などの回答があったため、教育委員会と学校長が館長と面会をし、事実の確認を行うとともに不適切な指導に対する改善の申し入れを行いました。

10月下旬には、当市の建築審査課により相武館（吉田道場）の施設が違法建築に該当するということが判明いたしました。

11月9日、保護者会を開催いたしました。その際、館長からは、今回の一連の騒動に関しての保護者、子どもたちへの謝罪がございました。また、今後の生徒の人権に配慮した指導改善について、施設が違法建築に該当する指摘を受けたことについて、さらに館長及びもう1名の指導者は、相原中学校柔道部部活動技術指導者を辞任する意向があることについて説明がございました。

保護者からは、一連の騒動は子どもたちには否はなく、今後も安心して柔道、学校生活に取り組めるよう保護者、皆で協力をし、力を合わせたい。道場の運営は、今後も状態を変えず、変更せず指導してほしいなどのご意見がございました。

学校長からは、練習日を変更すること。生徒の道場での練習、寮生活等に関して、これまでどおり顧問等の教職員が気を配り、生徒の相談等に応じ、健全な中学校生活を送れるよう支援をすること。2名の外部指導者の委嘱については、本人の意志がかたいことなどを踏まえ、辞意を承認することを説明いたしました。このことについて、保護者の異論はございませんでした。

11月13日、館長を含む2名の部活動技術指導者の辞任願届が学校長から市教委に提出され、教育委員会は同日付でこれを承認しております。

10月下旬から11月下旬の間、本事案に関して新聞各社からの取材等に対応し、断続的に新聞記事が掲載されております。

現在の状況でございますが、学校での練習につきましては、週4日間、火曜日から金曜日といたしまして、2名の顧問教諭が指導に当たっております。

土日祭日に実施される中体連大会等へ参加する場合につきましては、部活動の一環として捉え、顧問が引率をし、その指導に当たることといたしました。今後、教諭以外の指導者がベンチコーチとして必要な場合は、その都度、大会専門部長に該当する者を指導者として申請をし、承認を得ることといたします。

生徒の寮生活につきましては、これまでどおり、顧問や担任等の教職員が生徒の生活状況に気を配るとともに、生徒の相談等に対応し、健全な中学校生活を送れるよう支援をい

たします。また、道場との連絡を密にし、生徒の生活状況の把握に努めるとともに、道場での練習等を定期的に視察することとしております。

部活動技術指導者の委嘱等につきましてでございますが、教育委員会といたしましては、生徒への人権に配慮した指導の徹底を図るために、研修の受講を必須とするなど委嘱の要件を見直すこととして、その準備を進めております。本年度、2回の研修に加え、臨時の研修会を12月7日に実施いたします。

「部活動の適正な運営と人権に配慮した指導の徹底について」を学校長宛てに、11月14日付で通知しております。

以上でございます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。

部活動技術指導者の委嘱について、資料では「徹底を図るために、研修の受講を必修とするなど委嘱の要件を見直す」という表現になっていますが、委嘱の要件とはどんなものを考えているのかどうか、お願いしたいと思います。

西山学校教育課長 現在検討をしているところでございますが、委嘱をするに当たりましては、人権に配慮した指導の徹底を図るということを、誓約書のような形でまず提出をしてもらうことを検討しております。人権に配慮するという認識に立っている者のみを委嘱するというところでございます。

また、現在、研修への参加は、要綱上では努めるものとするという努力目標になっているところでございますが、義務の研修とする部分と、さらにスキルアップをする研修というような、その研修の中身を少し変えまして、例えば新任の1年目の指導者につきましては、必ずその年度内に人権にかかわる研修を受けるとか、また、数年に1度は必ずそういう研修を受けるなどの要綱の見直しを検討しているところでございます。

小林委員長 本年度2回の研修会に加え、臨時の研修会を12月7日に実施とありますが、これは今回の柔道部に係る対応の報告がありましたけれども、この件にかかわって臨時をやるのか否か。来年度は3回になってくるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

西山学校教育課長 12月7日に実施する臨時の研修会につきましては、当然ながら、この事案をきちんと受け止めて、やはり指導に当たっていただきたいという願いを込めまして、特に人権に配慮した指導の徹底というところに重点を置いた研修を、今回臨時で行うものでございます。

また、来年度以降につきましては、先ほどもお話をいたしました但し義務研修、またはス

キルアップ研修と、研修の中身を変えるような形で、そこに参加する者も、どういう者が該当するかということも含めて、また検討するものでございまして、来年度以降は2回を原則として行うものでございます。

小林委員長 見直しは、完成して新しいスタートとするのは、平成26年度からと捉えてよろしいでしょうか。

西山学校教育課長 現在、本年度中にその要綱を見直して、平成26年度からスタートできるような形で準備を進めております。

福田委員 要望なのですが、セクハラについても、人権の一部だと思うのですが、今後特に部活等のところでは問題になる可能性が強いので、研修内容に含めるようお願いしたいと思います。

小林委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

平成25年度全国学力・学習状況調査に係る結果について

小林委員長 それでは、報告事項2について、引き続き学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 平成25年度全国学力・学習状況調査に係る分析結果についてご報告を申し上げます。

本年8月27日に文部科学省から提供されました全国学力・学習状況調査結果について、相模原市の分析がまとまりましたのでご報告をいたします。

分析に当たりましては、教育指導の改善に生かすことができるよう、調査結果から見えた課題だけではなく、課題改善に向けた具体的な指導方法等も提示することで、このことを本市の特色として分析したものでございます。

教育委員会といたしましては、この分析結果を本市教育委員会ホームページに掲載し、市民に公表してまいります。さらに、各学校の先生方にはe-ネットSAGAMIのイントラネットを活用いたしまして、資料提供してまいります。公表及び資料提供の時期につきましては、来週を目途に準備を進めてまいります。

分析の詳細につきましては、学校教育課担当課長からご報告を申し上げます。

江戸谷学校教育課担当課長 それでは、お手元にお配りいたしました平成25年度全国学力・学習状況調査相模原市分析結果について、ご覧ください。

分析につきましては、国立教育政策研究所の手法を参考に行い、校長会の代表の先生方

にお集まりいただきまして、分析検討委員会にてご意見をいただきながら進めてまいりました。

公表につきましては、実施要領に則り、序列化や過度の競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を考慮して言葉での説明といたしました。

まず、結果表の見方でございますが、表紙の裏をご覧ください。

表題1としまして、今回の調査から見られる結果の概要、表題2としまして、各教科の領域結果として分析内容を示しました。また、本市の特筆すべき傾向として、本調査の解答状況から見られる子どもたちのよさと課題を示しました。そして、その課題の改善に向けて、実際に出題されました2つの問題を取り上げまして、課題改善に向けた授業のポイントを示しました。各教科の終わりには、子どもたちの確かな学力の育成に向けて、充実したい指導内容を示しております。

それでは、各教科について報告をさせていただきます。

はじめに、小学校・国語の分析についてご報告いたします。小国1のページをご覧ください。

小学校国語の全体的な結果は、全国と比べてほとんどの問題でやや低い状況にあると言えます。領域の結果から、本市の特筆すべき傾向としまして、漢字の読み、ことわざなど、定着が見られる内容もありますが、話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと等の領域では、課題となる内容が多いというのが現状でございます。特に、文の構成を理解すること、設問内容を理解して自分の考えを書くことについては、正答率が低く、指導の充実が求められます。

小国2のページから小国7のページまでにつきましては、重点課題として調査問題を取り上げ、課題改善に向けた具体的な指導法について記載されております。

小国8のページをご覧ください。

課題の改善に向け、文章を読んだり書いたりする際に、文と文を論理的に関係付けることができるようにすることや、自分の考えを明確にし、一定の条件に合わせて書くことなど、低学年のうちから系統的に指導することが必要と考えております。さらに、目的や意図に応じて自分の考えを書く活動を、国語だけでなく生活科や社会科、また総合的な学習の時間など、他の教科でも取り入れ、指導することが大切であると考えております。

続きまして、小学校・算数の分析についてご報告いたします。小算1のページをご覧ください。

結果の概要についてでございますが、小学校算数は、全国とほぼ同様な状況ですが、問題によってはやや低い状況でございます。領域の結果から、本市の特筆すべき傾向として、整数の計算については定着しているとは言えますが、台形の面積・三角形の合同条件・円周など、図形の問題や単位量当たりの大きさについて正答率が低くなっております。また、根拠を明らかにして自分の考えを書くことについて課題があると言えます。

小算2のページから小算6のページまでにつきましては、先ほど申しましたように、課題改善に向けた具体的な指導法について記載がされております。

小算7のページをご覧ください。

小学校「算数」についての充実したい指導内容です。課題の改善に向けて、図や垂直線などを用いて考えたり、考えたことを説明したりする活動を充実していくことが重要と考えております。また、学んだ内容を算数の学習だけでなく、他の教科や生活に生かしていくことが重要だと考えております。

続きまして、中学校・国語の分析結果についてご報告をいたします。中国1のページをご覧ください。

結果の概要についてでございますが、中学校国語の全体的な結果は、全国とほぼ同様な状況でございます。活用を図るB問題においては、若干ではありますが全国を上回っております。領域の結果から見られる本市の特筆すべき傾向といたしましては、漢字の読みや敬語の使い方等、基礎的な知識が身に付いていると言えます。比喻を用いた表現についての理解に課題が見られました。

同様に、中国2のページから中国6のページまでにつきましては、重点課題と課題改善に向けた指導法が掲載されております。

中国7のページをご覧ください。

伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項において、古典に親しみ、古文特有の決まりや比喻表現などを理解しながら内容を捉え、情景を想像する、そういった力を身に付けていくことが必要であると考えております。

続きまして、中学校・数学について報告をいたします。中数1のページをご覧ください。

結果の概要についてでございますが、中学校数学につきましては、全体的な結果は、全国とほぼ同様な状況でございます。領域の結果から、本市の特筆すべき傾向といたしましては、整数や分数の計算など、数と式の領域は概ね定着できていると言えますが、資料の活用の領域は、相対度数などの基本的な内容の定着や、筋道を立てて説明することに課題

があります。指導の充実が求められると考えております。

中数2のページから中数7のページまでにつきましては、先ほど同様、指導法について掲載されております。

中数8のページをご覧ください。

充実したい指導内容についてでございますが、課題の改善に向けて、身に付けた知識や技能を活用する場面を設定し、学習した内容を活用するよさを実感させたり、自分の考えや言葉を数、図や表などを使って整理しながらまとめ、記述したりするなどの指導が今後必要と考えております。

続きまして、生活習慣や学習環境などに関する児童生徒への質問調査の結果についてご報告をいたします。

これは、学習方法や学習環境、また生活などの様々な側面から、子どもたちの状況を把握するための調査となっております。分析に当たりましては、悉皆調査として実施されました平成21年度の結果と比較して、相模原市の変容と傾向についてまとめております。

結果を大まかに見てみますと、平成21年度と比べて、家庭でのコミュニケーションをとると答えた小中学生が増えたことや、基本的な生活習慣の改善、家庭学習の定着などの状況が見られております。また、自分を大切に思う気持ちや規範意識などの心の面につきましても、平成21年度に比べると値が高くなっているという傾向がございます。

具体的な数値につきましては、2の相模原市の特徴が顕著にあらわれている項目結果に記載してございます。その中でも、特に基本的な生活習慣について、起床時刻や就寝時刻に改善が見られるものの、睡眠時間が短くなる傾向がございます。携帯式ゲームやコンピュータゲームなどを含むテレビゲームを使用する時間が増えていることを考え合わせますと、家庭での時間の使い方には改善の余地があると考えられます。

また、裏面にあります自尊意識の項目を見てみますと、「自分にはよいところがある」と答えた小中学生の割合が増え、その傾向は特に中学生に顕著にあらわれていることがわかります。しかしながら、その値を小学生のものと比べてみますと、依然として中学生の割合が低いため、発達段階を考慮しながら、さらに自尊意識を高める働きかけが必要であるとと考えております。

このような結果から、相模原市の子どもたちがよりよく成長するためには、自分を大切に、他人を思いやる優しさを育むこととともに、家庭での基本的な生活習慣を身に付けることの2点を、学校だけでなく、家庭や地域が協力をして育てることの重要性について、

幾つかの例を示しながら最後にまとめて記載をさせていただきました。

最後に、本資料作成に当たっての文献の一覧、文部科学省及び神奈川県から提供されております資料を掲載いたしました。また、本市先生方への参考資料としては、本市教育委員会が作成しました授業改善資料などを記載させていただいております。

分析結果につきましては以上でございます。今回、作成した資料につきましては、分析にかかわった指導主事が課題や課題改善の視点を把握しておりますので、国語、算数、数学という教科にとらわれず、校内研究や計画訪問、また研究発表、各教科部会等といった機会を使って、直接学校の教職員にこの資料を提示しながら指導をし、本市教職員の授業力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。

本年度の分析の結果、ホームページに載せる材料でございますけれども、本年度は特にここに意を用いてホームページに載せるのだという点がございましたら、そこを教えてくださいたいと思います。例年と若干違うように見えますので、お願いしたいと思います。

江戸谷学校教育課担当課長 先ほど、実は、説明の中では割愛をさせていただいておりますが、実際にページを見ていただきますと、国語の小国1のページをご覧ください。

領域結果の部分につきまして、特に重点課題というものを設けております。そのことを受けて、実際の問題を、小国2ページ以降のところになりますが、実際の問題を掲載させていただきまして、その結果から見える誤答例であるとか、そこから考えられる課題等を細かく分析しまして、さらに課題の改善に向けてということで、指導法について示しました。

また、先ほど説明をさせていただいたとおり、最終ページの部分のところで、充実した指導が図れるようにということで指導内容の具体的な掲載をさせていただいております。そういった意味では、実際に国との比較をして高いとか低いとかというようなだけではなくて、実際の先生方が指導の場面で活用できるようにということを意識して作成をさせていただいております。

小林委員長 ありがとうございます。非常に学校として役立つのではないかと思います。学校ごとに違うと思うのですよ、中身が、課題等が。学校ごとの課題と対応の方法、さらには、最終的には評価というのは子どもにいかなくてはいけないと思うのですが、そこまでのルートというのは、どんなふうを考えられていますでしょうか。

江戸谷学校教育課担当課長 各学校におかれましては、学校は実際には児童生徒の個人表というのが、各学校の方には手元に行っております。それを子どもたちに返すことによって、実際に子どもたちは、自分の課題であるとか頑張った点については評価ができるようなシステムになってございます。

また、家庭や保護者につきましては、学校全体の傾向につきまして、学校長が学校だより等々の中で、その学校についての状況、課題等について分析がされておりました、それを各家庭に周知するというような形で、学校の課題、もしくは改善に役立てるような形で周知をされていると考えております。

小林委員長 ほかに質疑がありましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

専決処分の報告について

小林委員長 それでは、引き続きまして、報告事項3について、学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 専決処分の報告についてご報告をいたします。

市立小学校の休憩時間中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、12月市議会定例会において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会にご報告をするものでございます。

恐れ入ります、資料の2ページをご覧くださいと存じます。

内容についてでございますが、平成25年9月18日、午後1時30分ごろ、緑区内の市立小学校屋外運動場において、休憩時間中にサッカーをしていた際、児童が蹴ったボールが防球ネットを越えて、隣接する飲食店の敷地内に駐車しておりました被害者の小型乗用車に落下し、ルーフを破損させたものでございます。

専決処分は平成25年10月31日付で行い、本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては23万3,761円でございます。

以上、説明を終わりにさせていただきます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。

大山委員 状況として、サッカーボールが多分、車の天井部分に当たったと。修理費用か

ら見ますと、大分、要するにへこんだということなのですね。ボールの行方からすれば、そのままかすって車の向こう側という思いがあるのですが、上からどすんと落ちたということなのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

西山学校教育課長 ネットを越えて高く上がったボールが、そのまま真下に落ちたという状況でございますので、ルーフを真上から押さえ付けてへこんだということでございます。ルーフパネルにつきましては、全部取り替えという形になりまして、このような額が生じております。

小林委員長 サッカーゴールに向かって蹴ったとなっていますが、このときのサッカーゴールはどういう状況になっていたのですか。

西山学校教育課長 当時、この学校では、サッカーゴールがボールネット側を背にして、立てかけるような形で置いてありました。道に近いところに置いてあったということで、そのゴールに向かってサッカーの遊びを昼休みに行っていたと。子どもがサッカーゴールの方から蹴ったボールを、またシュートする側の子どもがそのままダイレクトにゴールに向かって蹴ったところ、真上に上がってしまって、防球ネットが8mでございますが、その8mのネットを越えて真上に上がって、隣接する飲食店の駐車場の車の屋根に当たったという状況でございます。

小林委員長 日常は、あれは使わないときには倒しておくのではないかとと思うのですが、この日は立っていたわけですか。

西山学校教育課長 本事案につきましては、このサッカーゴールについては倒している状況ではなくて起き上がっていた状況で、こちらの校庭側を向いて口を開いておりましたので、子どもたちはそれを使って遊んでいたという状況でございます。

現在、このサッカーゴールについては使用しないような形で、倒すような形で使用禁止にさせていただいております。

小林委員長 ほかに、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

相模原市いじめ防止フォーラムの開催結果について

小林委員長 では、ちょっとここで、当初の報告の予定にはありませんでしたが、過日、

11月17日に開催いたしました、いじめ防止フォーラムの状況結果についてご報告いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

西山学校教育課長 平成25年11月17日に実施いたしました、相模原市いじめ防止フォーラムの開催結果についてご報告をさせていただきます。

実施の概要でございますが、平成25年11月17日、相模大野ユニコムプラザさがみはらにおきまして、相模原市いじめ防止フォーラム「みんなで考えよう、いじめのない社会づくり」を開催いたしました。

いじめ防止に向けてできることを、学校、家庭、地域、関係機関等、それぞれの立場で考え、一層の連携を図ること、また、いじめによって「学校で学ぶ権利」、「自分らしく生きる権利」が侵害されることがないように、子どもの権利について考える機会とすることを目的として開催したものでございます。

当日は、帝京大学大学院教授であります高橋勝先生による「仲間集団が生み出すいじめの構造」と題した基調講演をいただきました。いじめ防止のための取り組み発表といたしまして、谷口台小学校の児童、清新中学校の生徒による学校における取り組みの発表、また、田名地区健全育成協議会の方による地域における取り組みの発表を行いました。また、後半のシンポジウムでは、「いじめのない社会づくり、今私たちにできること」をテーマに、基調講演の高橋先生にコーディネーターをお願いいたしまして、中学生、高校生、市民代表、保護者代表、学校代表、行政代表による意見交換も行いました。

来場者のアンケートにも多くの好評の声が寄せられておりまして、それぞれの立場でいじめ防止について考える機会として、大変有意義なフォーラムとなったと思っております。

参加者でございますが、関係団体から105名、一般市民の方73名、合計178名の参加者でございました。

感想の方を3点ほど、ご紹介させていただきます。

1点目といたしまして、基調講演の感想でございます。現在、子どもたちの心理や具体的な行動パターンをよく把握し、分析をされている。中学生と大学生を育てている親としても大変勉強になりました。

取り組みの発表の感想でございます。谷口台小、清新中とも学校の子どもたち自身が頑張っているのだから、大人はもっと本当の意味で子どもの手本となるような姿勢を示すべきであると感じましたというご意見でございます。

シンポジウムの感想といたしまして、子どもに声をかける、子どもの声を聞く、学校と

地域の連携が大切であると、これを一層今後心がけたいと思いましたがというご意見もいただきました。

多くの方から、非常に励みになるご意見をいただきましたので、さらにこのいじめ防止フォーラムをきっかけに、学校、地域、家庭、様々な関係機関が連携をした、いじめ防止に向けた取り組みを今後とも推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

小林委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いしたいと思います。

NHKですか、テレビ放送がなされたと同っているのですが、その辺の状況、どなたか見た方、ご説明いただけますでしょうか。

西山学校教育課長 私も取材を受けた1人ですが、NHKの方では6時10分からの首都圏ネットワークの中において、このいじめ防止フォーラムの開催について放送されました。特に、子どもたちの取り組みを中心に放送していただきましたので、子どもたちが一生懸命、いじめ防止に自ら主体的に取り組んでいる姿については、そのお声を上げていただいたと思いますし、また、シンポジウムの中で一般の市民の方から、地域とも連携をとらなければいけないというお声をいただいたところも放送していただきましたので、本市のこの特色ある取り組みを広く知らせることができたのではないかと考えております。

小林委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

県費負担教職員給与負担等の指定都市への移譲について

小林委員長 それでは、当初予定されておりました報告事項4について、教職員課からお願いいたします。

奥村教職員課長 それでは、表題にございます県費負担教職員給与負担等の指定都市への移譲についてご報告いたします。

本件につきましては、指定都市市長会事務局が中心となって国、関係道府県と協議を進めてきておりました。既に新聞報道等でご承知のとおり、11月14日に指定都市所在道府県との間に合意が成立してございます。

お手元の資料に従ってご報告いたします。

まず1ページ目は、移譲合意の当日の発表資料でございます。合意内容の概要をご説明いたしますと、発表資料の7行目にございます道府県から指定都市に個人住民税所得割

2%の税源移譲が行われるという点、さらに2行下の移譲時期は平成29年度を目途に進めるといった点でございます。

1点目の個人住民税所得割2%という部分でございますが、長らく税財源をどうするかということがこの議論の対象でございました。神奈川県から本市に移譲される財源の額としましては、財務部局の試算でございますけれども、およそ140億円となる見込みだと聞いてございます。本市教職員の人件費にかかわる必要総額は、約300億円という試算でございますので、残りの部分をどうするのか、交付税の問題等、まだまだ課題として残っている部分でございます。

2点目の移行準備に約3年という期間が設けられたということでございますが、3年間は準備に当たる期間といたしまして、私たちは大変短いという印象を持っております。これについては、後ほどスケジュール表をもって説明させていただきたいと思っております。

2ページ目でございますが、11月14日の合意の日当日に、指定都市市長会会長の神戸市、矢田市長の談話を掲載してございます。これによりますと、合意に関しまして大変感慨深いとの評価を示す一方、財源的な課題について、今後も継続していく旨を同日付で発表しておりますので、ご参考にご覧いただければと思っております。

この合意を受けまして、国の動きでございますけれども、来年の通常国会に関連する法律改正案が一括提案される見込みでございます。年度明け早々には法案が可決されるとの見込みということで、国の動きを想定してございます。

続きまして、3ページ目でございます。この権限の移譲に基づきまして、本市教育委員会に具体的にどのような事務の役割分担の変更が行われるのか、3ページに従ってご説明いたします。

まず、左側に項目、真ん中が現行の制度、右側が平成29年度の移譲後という表でございますが、一番上の教職員の任命、服務監督、研修にかかわる権限は、既に本市に権限がございましたので、ここは変化がございません。

2点目、義務標準法による教職員の定数の算定につきまして、これまで各都道府県ごとに算定されていたものが指定都市においてきまして、各指定都市ごとの算定となっております。

教職員定数の決定でございますが、これまでは都道府県の条例で定めるとされていたものが、指定都市の条例で定めることとなります。

続きまして、学級編制でございますが、これまで都道府県教育委員会が定める学級編制

基準を標準として学級編制を行ってまいりましたが、この後は義務標準法が定める数を標準として、指定都市が学級編制を行うこととなります。

さらに給与、勤務時間その他の勤務条件に関するものも、これまで都道府県の条例で定められていたものを、指定都市の条例で定めるように改まります。

一番下、教職員の給料、諸手当、旅費等の負担でございますが、これまで都道府県だったもの、これが指定都市の負担ということで、義務教育費国庫負担法に基づきまして、国庫負担が3分の1とされている部分は、恐らく変わらないと見込んでおるところでございます。

4ページでございます。これらの事務を3年間のスケジュール表にまとめ直したものでございますが、まだまだ荒いものでございますけれども、概ね3年間の移行事務、準備期間をこのように想定しております。

4項目に分けた一番上の項目は、定数や勤務条件、さらには勤務成績の評定の計画等の条例や規則の整備にかかわるものでございますけれども、これについて平成26年度、平成27年度、平成28年度と進行してまいります。

2つ目が、人事給与等に関するシステムの開発・整備ということで、現在、本市教育委員会では、教職員の人事管理のための人事システムは構築して持っておるわけですが、給与システムについては今後、開発と整備が必要になってくるということでございます。

3点目は、実際の実務としての給与支給事務、さらには共済事務等の整備が必要になってくると想定しております。

4点目が、国庫負担金事務の整備等ということで、これも必要な事務でございます。

平成25年度のはじめの欄に記載がございますが、これらの膨大な事務量を、県から指定都市に円滑に移譲するために、神奈川県と県内3政令指定都市との間で、移管に関する協議会が11月29日に設置されておりまして、本市もこの協議に参加したところでございます。この後、神奈川県、横浜市、川崎市との連絡をさらに密にし、移譲の事務を円滑に進めることが必要であると考えておるところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

小林委員長 報告が終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたしたいと思います。
大山委員 現状では、教職員公立学校共済組合が、年金だとか健康保険については全国的な規模で行っています。その辺の事務が各政令市に移るのかどうか、その可能性をお伺い

したいと思います。あと、一番多分問題になってくるのは、退職金のための準備引当金と
いったことが、県に現状あるものがそのまま政令市に移ってくるのか、その辺の予測です
ね。それから、2%の財源移譲ということで、全体の相模原市の現状の給与予算というの
が人件費で300億で、移譲の分が140億、あと残りが、100億が大体国庫負担とい
うことになりますと、現状は大体60億ぐらいを市で負担していくというような形ですね。
その辺の予測、課題をお聞かせいただきたいのですが。

奥村教職員課長 ご質問が3点あったかと思えます。まず1点目の公立学校共済事務に係
るものでございますけれども、現時点では神奈川県支部が行っている事務を、これを新た
に政令市ごとに事務局を設けて、その事務を移管するかどうかということは、現時点では
未定でございます。この事務移管につきましては、法改正を必要とせず、共済組合の中
での約束事の変更が可能だということで、これも先ほどの県と3政令市との協議会の中で今
後詰めていくべき課題の1つである、そういう認識でいるところでございます。

2点目、退職金に係る経費についてですが、先ほどの必要総額300億円という中に、
その退職金も一応想定の中に入っております。したがって、3点目の質問と重なる
わけでございますけれども、実際の税源移譲、さらに国庫が持つべき国庫負担金、そのほ
かに交付税措置になるのか、あるいは市としての純粋な負担になるのかということも今後
詰めていかなければいけない課題であると、そういうような現状でございます。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、最後に、教育委員会の主なイベント等について、各部長からご説
明をお願いいたします。

大貫教育環境部長 情報提供ということで、津久井在来の大豆を使った味噌作りを、4年
目になるのですが、今年も実施したいと考えています。このおみそにつきましては、
学校給食で使用することで、学校の栄養士が自らづくり、地元の津久井の方のご協力をい
ただいてつくるものでございます。津久井地域で栽培されてきました県内唯一の地大豆を
使っておみそをつくりまして、一夏寝かして来年の秋にまた学校給食で使えるようにした

いと考えております。

小泉学校教育部長 具体的なイベントではございませんが、12月1日の一番下段にございます教員採用の関係が、マイナビが提供する人材情報サービスのポータルサイトというところで、広くPRをしようということでございます。それが始まります。

12月7日土曜日、第7回の若あゆ食農体験クラブがございます。

下段の12月14日、ユニセフ街頭募金を、相模大野の北口周辺にて、主に近隣の中学校の生徒が行う予定でございます。

12月15日、相模原の教員を目指す人たちに相模原の様子を見ていただくということで来年にツアーを行うのですが、そのバスツアー募集をこの日から始めます。1月28日に中学校、2月4日に小学校を実施する予定です。

小野澤生涯学習部長 生涯学習部関連のイベントについて、主なものをご説明させていただきます。

12月8日、博物館でございますが、「金星探査機あかつきトークライブ」ということで、これは「ハワイ望遠鏡で金星ウォッチング」に関連したもので、講座を定員200名対象に行う予定でございます。

それから一番下段の、勝坂を学ぼう！講演会ということで、「^{かつさがあるかやとまじしいぶつ}勝坂有鹿谷祭祀遺物について」ということで、遺跡関係の講演会を行う予定でございます。

それから、12月19日から市立図書館をはじめ3図書館において、冬の大きなおはなし会ということで、子どもたちを対象に、楽しく本及び図書館と接する機会を提供することを目的として行います。

それから、21日から1月7日まで、これは冬休みも入りますので、子どもたちに宇宙により興味を持っていただくということで、全天周映画新番組として、「ドラえもん 宇宙ふしぎ大冒険2」の上映がございます。

12月22日、ここにちょっと漏れておりますが、博物館において、子どもたちを対象にチャレンジ体験講座を行う予定でございます。

それから、こちらには記載しておりませんが、直接市の行事ということではないのですが、体育協会等を通じまして1月1日、恒例のさがみはら元旦マラソン、それから寒中水泳が、ご承知のとおり、相模川水郷田名、高田橋下流で行われる予定でございます。

それから、ホームタウンチームについてでございますが、相模原ライズにつきましては、ファーストステージからセカンドステージを勝ち進みまして、富士通に惜しくも24対4

5で負けまして、ファイナルステージの方に勝ち上がれなかったのですが、今シーズン5位ということでございます。

それから、ダイナポアーズについては、今シーズン快調でございまして、トップイーストリーグの方では全勝優勝、9勝0敗ということ。それから、次にトップチャレンジ1ということで、トップリーグへの返り咲きを目指しまして、1月12日、1月19日、1月26日の3試合を戦うことになります。

それから、SC相模原については、報道等でもご承知のとおり、来シーズンにJ3への昇格の決定も決まりまして、最終戦が味の素スタジアムで先週行われまして、2対1ということで勝ちまして、総合3位ということ。来シーズンはJ3の方で、平成26年3月9日から麻溝競技場の方で開幕する予定でございますので、ぜひ来シーズンも応援していただければと思います。

最後に、資料にはないのですが、次の日曜、12月8日に、クロスカントリーを小中学生を対象に、相模原公園と麻溝公園競技場の方で開催いたします。

以上でございます。

小林委員長 何かご質問がございましたら。

(「なし」の声あり)

小林委員長 それでは、最後に次回の会議予定日の件でございますが、平成26年、来年の1月10日金曜日、午後2時30分から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。1月10日金曜日です。2時半。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、次回の会議は平成26年1月10日金曜日、午後2時30分の開催予定いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、12月定例会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉 会

午後4時02分 閉会